

# 命 令 書

申 立 人 X1

被申立人 北海道

## 主 文

被申立人は、申立人に対し昭和 41 年 12 月 27 日付で行なった減給 4 か月の懲戒処分を取消し、同処分の日以後同処分がなかったものとして取扱わなければならない。

## 理 由

### 第 1 認定した事実

- 1 申立人は、昭和 36 年 10 月 1 日付で北海道職員に採用され、以来、北海道立釧路療養所(地方公営企業労働関係法第 3 条第 8 号にいう企業にあたる)に所属し、身分は技術吏員、職名はボイラー技士であって、地方公務員法第 57 条の単純な労務に雇用されるもの(以下単労という)に該当する。
- 2 申立人は、北海道に勤務する職員を構成員とする自治労全北海道庁労働組合(以下全道庁という)に加入しているものであるが、全道庁は地方公務員法第 52 条による職員団体であり、その組織人員は本件事案当時、約 19,000 名、このうち単労は約 4,000 名である。

全道庁の下部組織として、各支庁所在地ごとに総支部(各支庁管内の道の職員を構成員としている)が設けられており、釧路支庁管内の道の職員をもって構成されているものとして釧路総支部(以下総支部という)があり、申立人は総支部に所属しているものである。本件事案当時、総支部の組織人員は約 880 名、このうち単労は 90 名余である。

後記認定の統一行動のあった昭和 41 年 10 月 21 日当時の全道庁の執行機関は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計各 1 名、中央執行委員 7 名(これらの役員のほかに、全道庁の下部組織の役員のうち専従の者は、その役職上当然全道庁地方執行委員となり、全道庁および当該下部組織の重要事項に参画している)をもって、総支部の執行機関は執行委員長、副執行委員長、書記長各 1 名、執行委員 7 名をもって、それぞれ構成されていた。

上記各役員のうち単労出身者は、総支部における申立人のみであり、他は一般職の職員であった。

- 3 申立人は、昭和 37 年 7 月から総支部釧路療養所支部執行委員となり、その後全道庁釧路地方協議会青年婦人部副部長にもなり、昭和 39 年 7 月からは総支部書記長および全道庁地方執行委員となり、以来、昭和 45 年 9 月 30 日までその役職にあり、また、同人は昭和 39 年 9 月からいわゆる組合専従となり、本件事案当時も組合専従である。
- 4 全日本自治団体労働組合(以下自治労という)は、同組合に加盟する各地方公共団体の職員団体等において、人事院勧告の完全実施、その他の要求貫徹を目的として、昭和 41 年 10 月 21 日の始業時から 1 時間のストライキを含む職場集会を開催するなどの統一行動(以下統一行動という)を計画した。自治労中央執行委員長は、同計画に基づきその実施を全道庁に指令し、全道庁は、昭和 41 年 10 月 8 日開催の中央委員会において同計画の実施を確認し、決定した。総支部は、全道庁の上記決定による指令に基づき同月 19 日、その実施を確認し、決定した。
- 5 全道庁および総支部の上記確認、決定に対して知事および釧路支庁長は、統一行動の一環としてのストライキは違法であるから中止を求める旨の談話の発表、全道庁および総支部に対する警告書の交付などの措置をした。
- 6 しかし、統一行動は実施され、総支部における本件事案に関する状況はつぎのとおりである。すなわち、昭和 41 年 10 月 21 日午前 8 時頃から釧路支庁庁舎前庭において、総支部役員、支庁の職員の一部および支援労働組合員らが参加して、職場集会を開催し、総支部役員が経過報告などし、同日午前 8 時 30 分すぎ頃から庁舎正面で約 50 名、庁舎裏の 2 か所の入口にそれぞれ約 10 名によるピケが行なわれた。このピケは、支庁の部課長など管理職にあるものが単独でならば入庁できる状態のものであった。ところが、同 8 時 50 分頃から、部課長らがその職員を誘導して隊列を組んで入庁しようとしたためピケに阻止されて入庁できなかった。しかし、同日午前 9 時 30 分頃、Y1 釧路支庁長の警察力導入の意向が総支部に示されたため総支部役員は紛争の回避と本件ストライキ予定時間の経過などを考慮して、その頃ピケを解除し、職場集会を散会させた。このピケにより入庁できなかった職員は 240 名程度と認められる。
- 7 申立人は、全道庁の地方執行委員として、また、総支部書記長として統一行動の実施について上記 4 の各確認、決定に参画し、また、上記 6 の職場集会においては総支部書記長として、総支部執行委員長 X2 の指示を受けて、通知、連絡の役割を行ない、集会した者に対して経過報告などをした。
- 8 被申立人は、昭和 41 年 12 月 27 日、申立人の上記 7 の行為は、地方公営企業

労働関係法(以下地公労法という)第 11 条第 1 項に違反する違法な行為であるとして、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 3 号により 4 か月間給料の 10 分の 1 を減ずる旨の懲戒処分に付した。

## 第 2 判 断

- 1 申立人は、全道庁、総支部の本件統一行動は、労働基本権の行使であって正当な組合活動であり、申立人の行為は、全道庁地方執行委員および総支部書記長としての正当な行為であり、これを理由として被申立人が上記第 1、8 認定の懲戒処分に付したのは、労働組合法第 7 条第 1 号の不利益取扱いであると主張し、請求する救済の内容として同処分の取消しを求めている。

被申立人は、申立人の行為は地公労法第 11 条が禁止の対象としている争議行為に当たるものであって正当な組合活動ではなく、本件懲戒処分は適法であり、何ら不当労働行為を構成するものではない旨を主張し、本案前の抗弁として申立ての却下、本案に対して申立ての棄却を求めている。

よって以下判断する。

- 2 申立人の所属する全道庁および総支部は、その構成員の大部分は、道の職員であって、同職員については労働組合法の適用外であるが、上記第 1、2 認定のとおり、構成員に単労を含んでおり、この点において、いわゆる混合組合といわれるものに該当する。

しかして、このようないわゆる混合組合も、その構成員の労働条件の維持改善を図ることを目的とする団体である点においては、労働組合としての性格を有するものである。ただ、その構成員のうち、単労以外の職員については、その職務の性質上労働組合法の適用が排除されているにすぎない。そして、昭和 40 年の地公労法の一部改正までは「職員でなければ職員の労働組合の組合員、または役員となることができない」と定める同法第 5 条第 3 項の規定があったが、上記改正によって、同項が削除され、また、地方公務員法も改正されて、単労が単労以外の職員の結成する職員団体に加入することに対する障害はなくなり、さらに単労の労働関係については、地公労法附則第 4 項により同法が準用されることとなり、(したがって地公労法第 4 条により一部の適用除外があるとはいえ、労働組合法および労働関係調整法が適用されることとなった)また、不利益取扱いに関する地方公務員法上の救済手続から除外されている点、および不当労働行為の救済は団結権に対する侵害を排除することにある点などから考えると、混合組合に加入している単労については、労働組合法の適用があり、混合組合はこれら単労に関しては労働組合法上の労働組合として取扱うべきものであり、また、上記第 1、1 認定のとおり、申立人は単労であるから、申立人の本件行為については、労

働組合法に照らしてその請求を判断すべきものとする。

ところで、申立人は、全道庁地方執行委員および総支部書記長として、上記第1、7 認定の行為をしたわけであるが、申立人の行為は、まず、全道庁および総支部の構成員のうち単労の労働条件に係わることについては、労働組合法第7 条第1 号にいう「労働組合の行為」に該当するものである。

また、申立人が全道庁および総支部の各役員として行なったその行為は、その各構成員のうち単労以外の一般職員の本件統一行動についての行為にも係わりがあるのであるから、これについては地方公務員法第37 条第1 項の禁止規定との関係も考慮して以下判断する。

- 3 申立人が全道庁および総支部の各役員として本件統一行動の確認、決定に参画し、かつ、上記第1、7 認定の行為をしたことは、形式的には、地公労法第11 条第1 項の「共謀、そそのかし、あおり」、地方公務員法第37 条第1 項の「企て、共謀し、そそのかし、あおり」に当たるものと一応認められないことはない。しかしながら、被申立人主張のように、申立人の行為が上記各法条の共謀、そそのかしなどの禁止規定に違反するものであるからといって、それが直ちに労働組合法第7 条第1 号の「労働組合の正当な行為」に当たらないものとすることはできない。

上記各法条の共謀、そそのかしなどの禁止規定は、地方公務員の職務の公共性に鑑みて設けられたものであるが、これらの規定は、公務員の労働基本権および労働組合法との関係において、本件の全道庁および総支部の単労である役員をも含むすべてのものに対して形式的に一律に、かつ、絶対的にそれらの行為を禁止しているものとすることはできない。混合組合の役員として当該団体の方針に決定的影響力を行使し得る地位にあるかどうか、また、さらに、その争議行為の目的、態様、それが職務の停廃に及ぼした影響などを具体的に勘案し、上記禁止規定によって保護しようとする法益を考慮して同規定を解すべきであり、また、同禁止規定は労働基本権の制限であるから、労働組合法が保障する労働基本権、ことに労働者の団結権の保護目的、その法益とを比較衡量し、上記禁止規定を合理的に解釈し、これらを総合して申立人の本件行為が、労働組合法第7 条第1 号の「労働組合の正当な行為」に該当するか否かを判断するのが相当である。

しかして、本件の場合には

- ア 現行制度では、公務員の労働基本権を制限する代償として、国家公務員は、人事院の意見や勧告によって、また、地方公務員は単労を含めて人事委員会の意見や勧告によって、それぞれの給与その他の勤務条件が保障される建前になっているのであるが、従前、国はその財政事情などの理由で勧告のとおり実施す

ることがなく、また、道においても同趣旨の理由で、国が行なう実施方法と現実には同様の措置を行なってきたおり、事件事案直近の例として、昭和 40 年度の勧告の実施時期は 5 月であるのを現実の実施時期を 9 月に、同 41 年度の勧告の実施時期は 5 月であるのを、現実の実施時期を 9 月として、国とほぼ同様に実施し、勧告のとおり実施していないので、このために申立人を含む全道庁および総支部の構成員の不満がつり、申立人は、前記第 1、4 認定のとおり、人事院勧告の完全実施およびその他の要求を目的とする本件統一行動の確認、決定に参画し、上記第 1、7 認定の行為に及んだものであって、形式的には地公労法第 11 条違反に該当するが、その目的において不当、違法とすることはできず、上記の具体的事情を考慮するときは、やむを得ない行為であると認めることができること。

イ 申立人は、総支部選出の専従役員として、また、全道庁地方執行委員および総支部書記長としての各立場上、上記第 1、4 認定の経過で本件統一行動の計画実施が上部機関から指令されている場合、上記アの事情のもとでは、これを実施に移すことを求められ、これに反対することができがたいと認めざるを得ないこと。

ウ 申立人は、単労出身の役員として、全道庁地方執行委員および総支部書記長の各役職にあるが、全道庁および総支部の本件統一行動の確認、決定に関する機関決定において事実上決定的な影響力を行使しうる地位にあったとは認めがたいこと。

エ 本件統一行動のピケにより、釧路支庁職員のうち約 240 名の入庁が一時阻止されたのであるが、それは始業時から 30 分程度であって、その業務に格別の障害があり、住民に特段の不利益を与えたものとは認められないこと。

などが認められるものであり、かつ、申立人は、上記第 1、1 認定のとおり単労であるからその労働関係については、労働組合法の適用があることを考えあわせると、申立人の上記第 1、7 認定の行為は、地公労法第 11 条第 1 項および地方公務員法第 37 条第 1 項の共謀、そそのかしなどの禁止規定により保護しようとする法益を害したものとはいわれないので、上記法条の違反として処分すべき場合に該当するものとは認められず、かえって、労働基本権を尊重し、保障することによって実現しようとする法益を重くみるべき場合に当たるので、本件については、労働組合法第 7 条第 1 号の「労働組合の正当な行為」の範囲内にあたるものというべきである。

被申立人は、本件統一行動は、人事院勧告の完全実施の要求のほかにベトナム反戦の主張など政治的目的もあわせて要求するものであるから違法である旨主張

するが、本件申立人に関しては、本件統一行動の主たる目的は、上記ア認定のとおりであると判断するものであるから、これを採用することはできない。

4 したがって、申立人の上記第 1、7 認定の行為を理由とする本件懲戒処分は、取消しを免れないから、申立てについて主文のとおり救済する。

よって、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 48 年 7 月 9 日

北海道地方労働委員会

会長 矢 吹 幸太郎 ⑩

## 命 令 更 正 書

申 立 人 X1

被申立人 北海道

上記当事者間の昭和 42 年道委不第 102 号、北海道不当労働行為救済申立事件に関する当委員会の昭和 48 年 7 月 9 日付命令中、明白な誤謬があるので、当委員会は、昭和 49 年 4 月 8 日開催の第 720 回公益委員会議において、会長公益委員矢吹幸太郎、公益委員南部農夫治、同早川泰正、同二宮喜治、同大和哲夫、同村部芳太郎、同山畠正男出席し、合議のうえ、つぎのとおり命令更正の決定をする。

記

命令書第 1 認定した事実の 1 のうち、北海道立釧路療養所(地方公営企業労働関係法第 3 条第 8 号にいう企業にあたる)とあるを、北海道立釧路療養所(地方公営企業労働関係法第 3 条第 8 号にいう企業にあたらない)に、更正する。

昭和 49 年 4 月 8 日

北海道地方労働委員会

会長 矢 吹 幸太郎 ⑩